

お知らせ

◆忘れずに納付しましょう!

固定資産税・都市計画税(第4期)と国民健康保険税(第8期)の納期限は2月28日(金)です。最寄りの金融機関もしくはコンビニエンスストアで納付してください。

納期内に納付できない事情のある方はご相談ください。

また、納税には便利な口座振替をご利用ください。口座振替の結果は預貯金通帳への記帳でご確認ください。

お問い合わせは、  
市収税課(2階)  
☎(20)1578、FAX(20)1609へ。

◆国民年金保険料の納付は、「口座振替」がお得です

国民年金の納付は、口座振替の手続きを一度するだけで、毎月の保険料が自動で引き落とされますので、納めに行く手間が省け、納め忘れもなく安心です。

また通常の口座振替の振替日は翌月末ですが、申し出により当月末振替(早割)にす

ると一カ月あたり50円割り引きになりお得です。

ご希望の方は金融機関または年金事務所です手続きをしてください。

〈持参するもの〉

- ・年金手帳または納付書
- ・預金通帳、届出印
- ※一部免除の承認を受けている方は、早割はありません。

お問い合わせは、  
国民年金保険料専用ダイヤル  
☎0570(011)0500へ。

◆選挙人名簿の縦覧

市選挙管理委員会では、3月2日に登録する選挙人名簿および同日までに登録する在外選挙人名簿の縦覧を行います。

・期間  
3月3日(月)～7日(金)

お問い合わせは、  
市選挙管理委員会(6階)  
☎(20)1529、FAX(20)1604へ。

◆農業委員会委員選挙人名簿の縦覧

市選挙管理委員会では、農業委員会委員選挙人名簿の縦覧を行います。

・期間  
2月23日(日)～3月9日(日)

お問い合わせは、  
市選挙管理委員会(6階)  
☎(20)1529、FAX(20)1604へ。

◆市民課・本納支所窓口での本人確認にご協力ください



本人なりすましによる証明書等の交付請求および届出を防止するため、身分証明書の提示による本人確認を実施しています。

- 1 住民票・戸籍証明書の交付請求または住所変更等の住民異動届をする場合
  - 2 養子縁組・協議離婚・婚姻・協議離婚・認知といった戸籍の届出をする場合
- 本人確認の方法
- ① 住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等官公署発行の顔写真付身分証明書

② ①がない場合、各種健康保険の被保険者証、国民年金手帳など2点以上(いずれも有効期限内のもの)

※1の交付請求または届出の際に、代理人が次の方の場合を除き、代理権限の確認書類が必要となります。

住 民 票：同一世帯の方  
戸籍証明書：配偶者または直系親族の方

お問い合わせは、  
市市民課(2階)  
☎(20)1502、FAX(20)1600へ。

代理権限確認書類  
(任意代理人の場合)

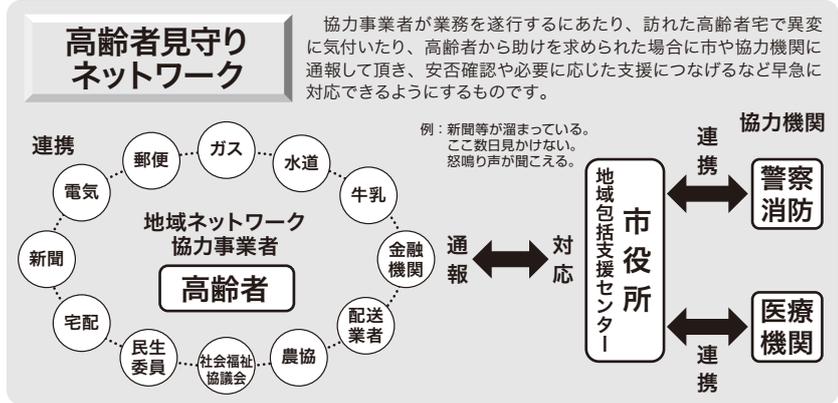
・請求者が作成した委任状  
(法定代理人の場合)

・戸籍全部事項証明書  
・後見登記等の登記事項証明書

お問い合わせは、  
市市民課(2階)  
☎(20)1502、FAX(20)1600へ。

「茂原市高齢者見守りネットワーク」の協力事業者が増えました!

市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられると共に、孤独死・孤立死などの問題を予防することを目的とした「茂原市高齢者見守りネットワーク」を平成25年8月1日から開始しました。このたび新たに、金融機関、新聞・牛乳販売店、配食業者が協力事業者に加わりました。今後も更に、見守り体制の充実を図ってまいります。



お問い合わせは、市地域包括支援センター(2階)  
☎(20)1583、FAX(26)6788へ。